

[一戸建ての住宅]

表-1

評価対象面積	単独申請	200㎡未満	¥40,000 (税込 ¥44,000)
		200㎡以上	¥60,000 (税込 ¥66,000)
	併願申請		¥15,000 (税込 ¥16,500)

※上記の料金は木造に限る。非木造については注2に記載のとおり。

[共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)]

表-2

単独申請	基本料金	¥120,000 (税込 ¥132,000)
	戸当たり料金	¥3,000 (税込 ¥3,300)
併願申請	基本料金	¥50,000 (税込 ¥55,000)
	戸当たり料金	¥1,500 (税込 ¥1,650)

※上記の料金は木造に限る。非木造については注2に記載のとおり。

※共同住宅等の料金は、基本料金+評価住戸数×戸当たり料金とする。

※共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて共用部料金を加算する。

100戸以下…¥120,000(税込¥132,000)

101戸以上…¥120,000(税込¥132,000) + (N-100) × ¥500(税込¥550) N:住戸数

※共同住宅において、住戸の評価書を発行する場合は事務手数料として対象住戸数×¥2,000 (税込¥2,200)を加算する。

【減額等】

注 1 : 併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認・低炭素建築物認定技術的審査・性能向上計画認定技術的審査とし、下記の全てに該当する場合に適用する。

- ①併願申請の対象業務が本業務の申請と同時に申請されていること。
- ②本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算方法であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。

※共同住宅における併願申請について、共用部の審査を合理化できると認める場合は、共用部料金を¥10,000(税込¥11,000)とし、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は基本料金及び戸当たりのみ表-2の併願申請の料金とする。

【増額等】

注 2 : ①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分…非木造の場合、表-1の料金×2の額とする。

②共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)
…非木造の場合、表-2の料金×1.5の額とする。

注 3 : 他社確認の場合は、上記料金×1.5の額とする。

【計画変更】

注 4 : 計画変更の料金は、当初の申請において単独申請の場合は、それぞれ下記の額とし併願申請の場合は併願申請の料金とする。

[一戸建ての住宅]…単独申請の料金×0.5

[共同住宅等]…難易度により別途見積もり(ただし表-2の80%を上限とする)

また、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。

- ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項(ZEHの表示に関する事項を除く)のみの変更は変更する評価書一通につき¥15,000(税込¥16,500)
- ②共同住宅において、変更が一部の住戸に限られる場合(住棟の変更がある場合を除く)は、変更する住戸数に¥20,000(税込¥22,000)を乗じた額。
- ③共同住宅において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は以下の通り。
 - ・当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合¥15,000(税込¥16,500)
 - ・それ以外の場合は注4②の額。ただし住棟の変更を行う場合は注4本文で示す額。
- ④共同住宅等において、当初の申請で全ての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は以下の通り。
 - ・当初の申請における住戸の評価から変更がない場合¥20,000(税込円22,000)この時、共用部の審査を行う場合は、表-2に示す規模等に応じて適用される共用部料金を加算する。
 - ・それ以外の場合注4本文で示す額。

注 5 : 計画変更の申請において、次のいずれかに該当する場合は表-1・表-2の単独申請の料金を適用する。

- ①当社が評価書を交付した物件で、交付日より1年を経過したもの。
- ②共同住宅において、評価対象とする住戸を新たに追加して評価するもの。
- ③評価手法を変更して評価するもの。
- ④直前の判定を他機関から受けているもの。

[非住宅]

表-3

(税込)

評価対象面積(m ²)	モデル建物法		標準入力法	
	A	B	A	B
300未満	¥80,000 [¥88,000]	¥60,000 [¥66,000]	¥200,000 [¥220,000]	¥100,000 [¥110,000]
300以上 ~ 1,000未満	¥100,000 [¥110,000]	¥75,000 [¥82,500]	¥300,000 [¥330,000]	¥135,000 [¥148,500]
1,000以上 ~ 2,000未満	¥150,000 [¥165,000]	¥100,000 [¥110,000]	¥360,000 [¥396,000]	¥200,000 [¥220,000]
2,000以上 ~ 3,000未満	¥200,000 [¥220,000]	¥135,000 [¥148,500]	¥440,000 [¥484,000]	¥240,000 [¥264,000]
3,000以上 ~ 5,000未満	¥220,000 [¥242,000]	¥150,000 [¥165,000]	¥500,000 [¥550,000]	¥270,000 [¥297,000]
5,000以上 ~ 10,000未満	¥300,000 [¥330,000]	¥180,000 [¥198,000]	¥600,000 [¥660,000]	¥330,000 [¥363,000]
10,000以上 ~ 15,000未満	¥350,000 [¥385,000]	¥230,000 [¥253,000]	¥700,000 [¥770,000]	¥400,000 [¥440,000]
15,000以上 ~ 20,000未満	¥400,000 [¥440,000]	¥260,000 [¥286,000]	¥800,000 [¥880,000]	¥450,000 [¥495,000]
20,000以上	別途見積		別途見積	

※A：建築物の用途がホテル・病院等・集会所等・学校・事務所及びこれらを含む複数用途の場合。

B：A以外の用途(工場・倉庫等)

※上記の料金は棟ごとに適用する。

【減額等】

注 1：併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定・低炭素建築物認定技術的審査・性能向上計画認定技術的審査とし、下記の全てに該当する場合は一律¥35,000(税込¥38,500)とする。

- ①併願申請の対象業務が本業務の申請と同時に申請されていること。
- ②本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算方法であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。

【増額等】

注 2：併願申請が適用される場合において、次に該当する場合はそれぞれに記載する額を加算する。

- ・標準入力法を使用し、外皮性能の審査を新たに追加する場合は表-3の料金×0.1の額。
- ・新たに太陽光発電設備の設置を考慮して同一の計算プログラムで再計算した場合は¥15,000(税込¥16,500)

【その他】

- 注 1 : 100㎡以下の工場モデルについては上記表-3によらず¥30,000(税込¥33,000)とする。
- 注 2 : 評価対象面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。
但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は別途判断とする。
- 注 3 : 一つの棟に用途分類が複数ある場合は、各々の合計とする。
- 注 4 : 表示プレートの交付は別料金とする。
- 注 5 : 他社確認の場合は、表-3の料金×1.5の額とする。
- 注 6 : 事前相談・審査中のプラン変更に係る審査等の費用を別途請求できるものとする。
- 注 7 : 再発行料金は¥10,000(税込¥11,000)/通
- 注 8 : 所管行政庁からの依頼は別途契約による。
- 注 9 : 当社が認める外皮計算プログラム以外を利用する場合は別途見積もりとする。
- 注 10 : 電子申請の場合は、原則電子ファイルでの交付とする。
評価書の紙交付を希望する場合は¥10,000(税込¥11,000)/通
- 注 11 : 上記以外の申請、又はその適応が著しく不合理と当社が認める場合については別途見積もりとする。